

令和4年12月28日
国土交通省
不動産・建設経済局建設業課

「電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する場合に提出を省略することができる書面等を定める告示案」等の一部改正案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和4年11月22日から令和4年12月21日まで、「電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する場合に提出を省略することができる書面等を定める告示案」等に関する意見募集を行いましたところ、計10件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主なご意見及び国土交通省の考え方

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
<告示案について>		
1	<p>バックヤード連携により許可行政庁が取得する情報と申請者が入力等した申請内容とが合致しない場合、許可行政庁の対応にかかる期間が標準処理期間に算入されないとすると、申請手続のいずれの段階で整合が図られるか不明な申請者がこれを未然に防止するためには従来通り事前確認のため当該書類を一度取得し確認したうえで更に電子申請をすることとなる。</p> <p>申請時にバックヤード連携にかかる情報の整合性が確認できるシステムとするなど、今後ICT活用等によりさらなる申請手続の適正化、効率化を図るべきと考える。</p>	<p>頂いたご意見は、今後の施策の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>
<建設業許可事務ガイドラインの改訂案について>		
2	<p>建設業許可申請や経営審査事項の要領や規則について、地域ごとにローカルルールが存在するため、全国統一の要領や規則にしていきたい。</p>	<p>建設業許可及び経営事項審査に係る事務は、建設業法により、国土交通大臣又は各都道府県知事が行うこととされており、各都道府県においては、国土交通省から通知した国土交通大臣許可での運用を参考に、その地域の実情に応じ、自治事務として行うものと承知しています。</p>
3	<p>【第5条及び第6条】</p> <p>1. 法及び建設業法施行規則に規定する許可申請書及び許可申請書の添付書類の取扱いについて</p> <p>(1) 中、PDFファイル「等」とは、JPEG形式など他のファイル形式を含むものと考えてよいのか、また、その場合のファイル形式はどのように決定、追加されるのかお示しいただきたい。</p>	<p>確認書類によっては、PDFファイルの他にJPEGファイルの取り込みも可能です。ファイル形式の追加については、システムの設計にも関わることから、今後検討させていただきます。</p>
4	<p>【第5条及び第6条関係】</p> <p>2. 許可申請書類の審査要領について</p> <p>(1) 建設業許可申請書（様式第一号）について</p> <p>②「行政庁側記入欄」の「02『申請の区分』、『般・特新規』」の改正案において、</p>	<p>改正前においても、例えば財産的基礎要件を満たさない特定建設業者が新たに一般建設業許可を申請しようとするときは、特定建設業許可を廃止し、一般建設業許可の新規申請を行うことが必要であり、その運用に変更はありません。</p>

	<p>「(法第 29 条に該当することにより、当該特定建設業の許可を継続することができない場合に限る。)」が削除されているが、例えば特定許可業者が更新の際、財産的基礎要件を満たさないような法 29 条に該当しない場合も廃業届・新規申請が必要になるということかお示しいただきたい。</p>	
5	<p>【第 5 条及び第 6 条関係】</p> <p>2. 許可申請書類の審査要領について</p> <p>(1) 建設業許可申請書(様式第一号)について</p> <p>③の改正案について、本来、申請者が負うべき証明書にかかる責任を代理人が負うことになるが、これまで、本人性を重要視し代理になじまないものとして認識されてきた書類までもが別表 2 の削除により統一的に運用されることについては、事務負担の軽減を図る目的においても慎重に検討すべきものとする。</p>	<p>建設業許可・経営事項審査電子申請システムにおける申請手続きの円滑化のため、別表 2 の削除を行ったものです。</p> <p>なお、代理人は、申請者から委任され申請手続きの代理を行っていることから、申請書類及び証明書の内容については、申請者本人が責任を負うものと考えます。</p>
6	<p>【第 5 条及び第 6 条関係】</p> <p>2. 許可申請書類の審査要領について</p> <p>(8) 専任技術者証明書(様式第八号)について</p> <p>「③同一の営業所においては、同一の建設業について二人以上の者を専任技術者として証明することのないよう指導する。」との記載が削除されるが、改正後は同一業種における複数の専任技術者を認めるという事であるかお示しいただきたい。</p>	<p>専任技術者は、その営業所における契約内容の確認等を行う責任者であることや、現場の配置技術者との兼任は原則不可であることから、通常、営業所ごとに 1 名ずつの専任技術者を配置すべきであるが、既に配置されている専任技術者が専任技術者としての業務から外れる場合に、円滑に後任の専任技術者に交替することができるよう、あらかじめ 2 人以上の者について証明すること等を妨げるものではないため、削除いたしました。</p>
7	<p>【第 7 条関係】</p> <p>2. 専任技術者について</p> <p>「建設リサイクル法施行後の解体工事に係る経験は、同法に基づく解体工事業登録をもって請け負ったもの、平成 28 年 5 月 31 日までにとび・土工事業の許可業者として請け負ったもの又は平成 28 年 6 月 1 日以降に解体工事業の許可業者として請け負ったものに限り実務経験の期間に算入する。」について、建設リサイクル法においては土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けた者は</p>	<p>御意見を踏まえ、解体工事業登録、とび・土工工事業許可、及び解体工事業許可に係る経験に限定しない記載振りに修正いたしました。</p>

	登録不要とされており、解体工事業登録を受けなくとも土木工事業又は建築工事業の許可業者が請け負った軽微な解体工事は実務経験に参入できるのではないか。	
8	<p>【第17条の3関係】</p> <p>1. 相続について</p> <p>「許可を受けている建設業の一部の許可に関して相続によって承継を行う場合は、被相続人は当該相続によって承継しようとする許可を廃業した上で」について、</p> <p>相続時には当然被相続人は死亡しており、被相続人自身が廃業の届出を行うことは不可能であり、建設業者の死亡を原因とする廃業の届出は相続人がすることとされているため、当該届出は相続人がするのではないか。</p> <p>また、建設業者の死亡を原因とする廃業について、「相続によって承継しようとする許可」のみの一部廃業はあり得ないのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「被相続人が許可を受けていた建設業のうち一部の許可についてのみ相続によって承継を行おうとする場合は、相続人において、被相続人が受けている許可のうち相続によって承継しようとする許可以外の全ての許可を廃業させた上で、認可を受けさせる必要がある。」と修正いたしました。</p>
9	<p>【第5条及び第6条関係】</p> <p>3. 国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める書類（規則第4条第2項）について</p> <p>（3）国土交通大臣の許可に係る許可要件等の確認について</p> <p>③営業所の確認には「その営業所を使用する権原を確認するために、自己所有又は賃貸借等の別についても確認すること。」とあるが、改正前の「記載させること」を「確認すること」に変更するということは、記載をもって確認をするという認識ではなく使用権原について疎明書類等による確認を行うという認識であるかお示しいただきたい。</p>	<p>自己所有又は賃貸借等の別を記載させることに限らず、疎明書類等で確認する等、多様な確認方法をとることができることにいたしました。</p> <p>許可行政庁によっては、従前どおり自己所有又は賃貸借等の別を記載させることで確認することもございます。</p>

※ 掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。